

政令第四百十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第百四条の四第六項及び第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の四中「一月」を「五年」に改める。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

料	試験手数	運転免許
料	験	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験
法第九十七条の二第	一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第
四百五十円		四百五十円
千四百五十円		千百五十円

<p>試験</p> <p>普通自動車免許に係る</p>		
<p>法第九十七条の二第二項第一号又は第二</p>	<p>法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けられない場合</p>	<p>一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>
<p>四百五十円</p>	<p>六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、三千四百五十円）</p>	
<p>千三百五十円</p>	<p>四千元（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、四千二百五十円）</p>	

<p>号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>四百五十円</p>	<p>法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合</p>
<p></p>	<p>千四百五十円</p>	<p>六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p>	<p>千六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場</p>

		<p>にあつては、千二百円)</p>	<p>合にあつては、千八百五十円)</p>
<p>特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>四百五十円</p>	<p>千四百五十円</p>
	<p>法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>		
	<p>法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行</p>	<p>二千四百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項に</p>

	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項第二号に該当し
う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、千九百五十円）	四百五十円	四百五十円	四百五十円
ついて行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、二千六百五十円）	千四百五十円	千五十円	千三百円

許又は普通自動車第二種免許に係る試験		て同項の規定の適用を受ける場合	て同項の規定の適用を受ける場合
法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千四百五十円
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、三千四	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用し受ける場合にあつては、四千二

仮運転免許に係る試験			
法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千二百五十円	百円)
法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千五百円	百五十円)
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会	二千四百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委	

	が提供する自動車を 使用して受ける場合 にあつては、千九百 五十円)	員会が提供する自動 車を使用して受ける 場合にあつては、二 千六百円)

第四十三条第一項の表検査手数料の項中「三百五十円」を「三百円」に、「二千八百五十円」を「三千百五十円」に、「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千百元」を「九百元」に、「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千二百円」を「四千元」に改め、同表再試験手数料の項を次のように改める。

再試験手 数料	普通自動車免許に係る再試験	五百五十円（法第百 条の二第二項に規定 する普通自動車の運 転について必要な技 能について行う試験 を公安委員会が提供	千四百円（法第百条 の二第二項に規定す る普通自動車の運転 について必要な技能 について行う試験を 公安委員会が提供す
------------	---------------	--	--

	<p>する自動車を使用し て受ける場合にあつ ては、千百五十円）</p>	<p>る自動車を使用し て受ける場合にあつて は、千六百五十円）</p>
<p>大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許 に係る再試験</p>	<p>五百五十円（法第百 条の二第二項に規定 する大型自動二輪車 又は普通自動二輪車 の運転について必要 な技能について行う 試験を公安委員会が 提供する自動車を使 用して受ける場合に あつては、千九百円</p>	<p>千百五十円（法第百 条の二第二項に規定 する大型自動二輪車 又は普通自動二輪車 の運転について必要 な技能について行う 試験を公安委員会が 提供する自動車を使 用して受ける場合に あつては、千三百五</p>

原動機付自転車免許に係る再試験)	四百円	十円)
		六百円	

第四十三条第一項の表免許証交付手数料の項中「六百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあっては、千円）」を「千円」に、「千円」を「九百五十円」に、「四百円」を「三百五十円」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「六百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあっては、千円）」を「千円」に、「二千五百五十円」を「二千五百円」に、「四百円」を「三百五十円」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「七百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあっては、千二百円）」を「千二百円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「七百円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあっては、千五百円）」を「千五百円」に、「千四百円」を「千三百五十円」に改め、同表經由手数料の項中「二百円」を「百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「七百五十円」を「六百五十円」に、「二千二百円」を「二千円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五百円」を「千円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項を次のように改める。

技能検定 員審査手 数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法 第九十九条の二第四項第一号イの規定による 審査（以下「技能検定員審査」という。）	三千四百五十円	二万五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千五十円	一万八千六百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千百五十円	一万三千三百五十円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免 許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定 員審査で、これらの免許に対応する第一種運 転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受 けている者に対するもの（以下「大型自動車 第二種免許等に係る技能検定員審査」という 。）	三千三百円	一万八千五百五十円

第四十三条第一項の表教習指導員審査手数料の項中「三千九百五十円」を「三千二百五十円」に、「一万

千七百円」を「一万千七百五十円」に、「千五百円」を「千円」に、「一万千円」を「一万八百元」に、「千二百円」を「千五百円」に、「三千五百円」を「三千二百円」に、「九千八百円」を「九千六百五十円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「千円」を「九百元」に、「千六百五十円」を「千五百円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。

講習手数料		料
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について	四百円
法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習	講習一時間について	千五百円
法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習	講習一時間について	千四百円
法第百八条の二第一項 第四号に掲げる講習	講習一時間について	千五百円
大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る講習	講習一時間について	七百元
第四号に掲げる講習	講習一時間について	二千六百円
第四号に掲げる講習	講習一時間について	二千円

法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について 千五十円	講習一時間について 千四百円
				大型自動二輪車免許に係る講習	普通自動二輪車免許に係る講習			
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について 千五十円	講習一時間について 千四百円
				大型自動二輪車免許に係る講習	普通自動二輪車免許に係る講習			
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について 千五十円	講習一時間について 千四百円
				大型自動二輪車免許に係る講習	普通自動二輪車免許に係る講習			
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習		普通自動車免許に係る講習	講習一時間について 千五十円	講習一時間について 千四百円
				大型自動二輪車免許に係る講習	普通自動二輪車免許に係る講習			

法第百八条の二第一項 第十号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	四百五十円	講習一時間について	千六百五十円	講習一時間について
		大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間について 千円	講習一時間について 千六百五十円	講習一時間について 千六百五十円
法第百八条の二第一項 第十一号に掲げる講習	普通自動二輪車免許に係る講習	四百五十円	講習一時間について	千六百五十円	講習一時間について
		原動機付自転車免許に係る講習	八百円	講習一時間について	千六百五十円
法第百八条の二第一項 第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	三百円	講習一時間について	三百円	

<p>法第百八条の二第一項 第十二号に掲げる講習</p>	
<p>小型特殊自動車免許 以外の第一種運転免</p>	<p>法第九十二条の二第二項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習</p>
<p>千九百円（当該講習が法第九十七条の二</p>	<p>四百円</p> <p>七百元（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、四百円）</p>
<p>三千九百円（当該講習が法第九十七条の</p>	<p>五百五十円</p> <p>八百元（国家公安委員会規則で定める第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、五百五十円）</p>

法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合に於ては、千七百五十円)	二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合に於ては、三千六百元)
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	七百元	千六百五十円
	五千二百円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるもので		八千五百五十円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるもの

第四十三条第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。

	ある場合にあつては 、三千四百円）	である場合にあつて は、五千八百円）
--	----------------------	-----------------------

一 技能検定員として必要な自 動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査	二百五十円	三千九百円
	普通自動車免許に係る技能検定 員審査	百円	三千六百五十円
二 自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能	特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	五十円	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	百五十円	四千三百円
	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査	二百五十円	六千七百五十円

普通自動車免許に係る技能検定 員審査	百円	六千三百円
特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	五十円	二千百五十円
大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	百五十円	七千六百五十円

第四十三条第二項の表三の項及び四の項中、「二千百五十円」を「二千百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同表五の項中「二千二百円」を「二千二百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表六の項を次のように改める。

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識		
大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査		千八百五十円
普通自動車免許に係る技能検定 員審査		千九百五十円

特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査		二千四百五十円
大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査		三千百五十円

第四十三条第二項の表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表の備考一中「三千五百円」を「二千七百五十円」に、「七百五十円」を「六百五十円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千円」を「二千八百円」に、「二百五十円を、」を「二百円を、」に、「二百円」を「二百五十円」に、「については百五十円」を「については二百円」に改め、同表の備考二中「三百円を、普通自動車免許」を「三百五十円を、普通自動車免許」に、「三百円を、特定第一種運転免許」を「二百円を、特定第一種運転免許」に、「三百円を減ずる」を「三百五十円を減ずる」に改め、同条第三項の表一の項から五の項までを次のように改める。

一 教習指導員として必要な自動車 の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る教習指導員審査	二百五十円	三千九百円
---------------------------	--------------------------------	-------	-------

				二 技能教習に必要な教習の技 能			
大型自動車第二種免許等に係る 指導員審査	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導 員審査	免許に係る教習指導員審査	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導 員審査
五十円	五十円			五十円	百五十円	五十円	百円
千八百五十円	千四百五十円	千四百円		千四百円	四千三百円	千二百五十円	三千六百五十円

	教習指導員審査		
<p>三 学科教習に必要な教習の技能</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p> <p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p> <p>員審査</p> <p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>		千三百五十円
<p>四 法第八十八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査</p> <p>普通自動車免許に係る教習指導員審査</p> <p>員審査</p> <p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>		千四百五十円
	<p>指導員審査</p>		千二百五十円

五 自動車教習所に関する法令 についての知識		
大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る教習指導員審査		千四百五十円
普通自動車免許に係る教習指導 員審査		千二百円
特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査		千二百五十円

第四十三条第三項の表六の項中「千四百円」を「千三百五十円」に、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表の備考一中「三千二百円」を「二千七百五十円」に、「六百五十円」を「七百元」に、「九百元」を「八百五十円」に、「二千七百五十円」を「二千八百円」に、「二百円を減ずる」を「二百五十円を減ずる」に改め、同表の備考二中「百五十円」を「百円」に改める。

附 則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

理由

近年の道路交通をめぐる情勢の変化に対応して、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間を延長するとともに、運転免許等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み、運転免許等に関する手数料の標準を改める必要があるからである。